

届出避難所登録制度

届出避難所登録制度とは

- 自主防災会など、地域のみなさんが開設・運営の主体となります
- 市の職員は常駐しません
- 事前登録で市が把握することで、災害時の物資等の支援を受けやすくなります

対象施設

- 地域の集会所、公民館、民間施設など
- 所有者・管理者の同意がある
- 避難できる床面積が50㎡以上
- さまざまな災害種別に応じて、安全が確保できる

登録できる団体

- 地域の自主防災組織
- 自主防災組織のない町内会

※組織の代表者が市へ届け出ます

登録までの流れ

- ① 組織の代表者が届出書を提出
- ② 市が建物の安全性などを確認
- ③ 必要に応じて届出者と協議
- ④ 登録通知書を送付

受けられる支援

- 避難所として市が把握し、災害時の迅速な対応が可能
- 希望により、市の物資を一部貸与
- 災害時は、食事や物資などの支援が届きやすくなります

注意していただきたい点

- 市の指定避難所を開設しない場合は、支援ができません
- 簡単なマニュアルを用意しますので、避難者数など市への報告をお願いします
- 長期化する場合、市が指定する避難所に移っていただく場合があります

担当：長岡市危機管理防災本部

電話：39-2262

Mail：bousai@city.nagaoka.lg.jp

ながおか防災
ホームページ

